業務委託契約書（案）

収入印紙

業 務 番 号　　維業第２０号

１　業　務　名　　浅井･境山線外防雪柵張出及び収納業務

２　業 務 場 所　　五所川原市大字野里外地内

３　履 行 期 限　　令和 ９ 年 ３ 月３１日まで

４　委　託　料　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿）

５　契約保証金　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

６　そ　の　他

上記の業務（以下「委託業務」という。）について、発注者　五所川原市　と　受注者　は、別紙の条項によって委託契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者　五所川原市字布屋町４１番地１
五所川原市長　　佐々木　孝昌　　印

受注者　住　所
氏　名　　印

業務委託契約約款の削除条項

１．契約の保証の別による削除条項

この契約約款中、契約の保証の別に応じて、次の条項を削除する。

適用区分	契約の保証	削　除　条　項
	①契約保証金（有価証券等を担保として提供した場合を含む。）を納付した場合又は、金融機関もしくは保証事業会社の保証を担保として提供した場合	第２０条
	②公共工事履行保証契約により、契約保証金を免除した場合	第２０条
	③履行保証契約により契約保証金を免除した場合	第２０条
	④五所川原市契約事務規則第33条第1項第6号の規定により契約保証金を免除した場合	第２条、第２０条第４項

２．その他の削除条項

業務委託契約約款

（総則）

第１条　受注者は、この契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書等の内容に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

２　別冊の仕様書等の内容に明示されていない事項又は符合しない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。

（契約の保証）

第２条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

（１）　契約保証金の納付

（２）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社等の保証

（４）　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の5以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利の譲渡等の制限）

第３条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　発注者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

（秘密の保持）

第４条　発注者及び受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に開示及び漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

（再委託等の制限）

第５条　受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第６条　発注者は、必要あると認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査し、報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第７条　この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務工程表の提出）

第８条　受注者は、この契約を締結した日から14日以内に別冊の仕様書等の内容に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期限又は仕様等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約を締結した日」とあるのは「当該請求があった日」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

（現場代理人）

第９条　受注者は、委託業務を指導監督する現場代理人を選定し、その氏名を発注者に通知するものとする。現場代理人を変更したときも、同様とする。

２　発注者は、前項の通知に係る現場代理人の指導監督が不適当であるために委託業務の実施に支障があると認めた場合は、受注者に対し理由を明示して、その交代を求めることができる。

（委託業務の内容の変更、中止等）

第１０条　発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部もしくは一部の実施を一時中止し、若しくは打切ることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の請求による履行期限の延長）

第１１条　受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他正当な理由により履行期限までに委託業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を明らかにした書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

（委託業務の実施に係る損害）

第１２条　委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

２　委託業務の実施に当たり受注者が第三者に与えた損害は、発注者の責に帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

（検査及び引渡し）

第１３条　受注者は、委託業務を完了したときは、その完成の日から５日以内に発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

２　前項の規定により業務完了報告書が提出されたときは、発注者は、その日から起算して10日以内に検査をしなければならない。

３　発注者は、前項の検査の結果、合格と認めた場合は、その旨を受注者に通知するものとする。
４　受注者は前第２項の検査に合格しなかった場合は、発注者の指定する期日までに補正した上、発注者に補正完了報告書を提出し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前第２項の規定を準用する。
５　受注者は、前第３項による検査合格の通知を受けたときは、引渡書により当該目的物を発注者に引渡さなければならない。

（委託料の支払）

第１４条　受注者は、前条第５項の規定による引渡しをしたときは、請求書により発注者に委託料を請求するものとする。
２　発注者は、前項の請求があった日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約内容と委託業務内容が一致しない場合の履行責任）

第１５条　発注者は、委託業務の内容が別冊の仕様書等、発注者の指示又は発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰する理由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期限若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第１６条　発注者は、受注者がその責めに帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、遅延利息の支払を受注者に請求することができる。
２　前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、委託料につき年3.0パーセントの割合で計算して得た金額とする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
３　発注者は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

（発注者の解除権）

第１７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）　その責めに帰する理由により委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
（２）　その責めに帰する理由により履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
（３）　第３条又は第４条の規定に違反したとき。
（４）　現場代理人を配置しなかったとき。
（５）　前４号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
（６）　第23条各号に規定する理由なしに、この契約の解除を申し出たとき。

２　発注者は、前項に規定する場合のほか、受注者（第１号から第６号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店））が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（２） 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（３） 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（４） 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（５） 暴力団員と交際していると認められるとき。

（６） 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

（７） その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの業務に係る再委託契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（８） 第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの業務に係る再委託契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

３ 発注者は、同条第１項及び第２項に規定する場合のほかこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下この条において「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下この号及び次号において「受注者等」という。）に独占禁止法第３条又は第８条第１項の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき）。

（２） 独占禁止法第 62 条第１項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該納付命令の名宛人に対する当該納付命令の全てが確定したとき）。

（３） 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

（４） 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者（受注者が法人の場合にあっては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条の罪又は独占禁止法第 89 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

第１８条 発注者は、委託業務が完了しない間は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２ 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、

その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

第１９条　第17条に掲げる場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は第17条の規定による解除をすることができない。

（違約金）

第２０条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の100分の5に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。

（１）　第17条の規定によりこの契約を解除したとき。

（２）　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）　受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人

（２）　受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

（３）　受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

３　発注者は、第１項の違約金を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

４　第１項の場合（第17条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第２条第１項第１号から第３号までの措置が講じられているときは、発注者は、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

（一般的損害）

第２１条　発注者は、第17条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

２　委託業務の完了の前に、委託業務の実施に関して生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２２条　委託業務の実施について、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、その損害のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰する理由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合その他委託業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

（受注者の解除権）

第２３条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　第10条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が３分の２以上減少したとき。

（２）　第10条第１項の規定による中止の期間が履行期間の２分の１を超えたとき。

（契約保証金の還付）

第２４条　契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき、又は前条の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

（紛争の解決）

第２５条　この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とが協議して紛争の解決を図るものとする。

２　前項の協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（その他の協議事項）

第２６条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。